

アジア太平洋研究所資料

13—09

日本の金融機関の構造変化とアジア経済研究会報告書

邦銀のアジア展開
—メガバンク・地域銀行と中国の金融規制—
(2012年度)

2013年5月

一般財団法人 アジア太平洋研究所

〈アブストラクト〉

海外進出が中堅・中小企業にまで浸透し、メガバンクのみならず地域銀行も対応を迫られています。その現状と課題について、今年度は最大進出先である中国を中心に調査・研究を実施しました。その結果、中国進出企業の金融面での主要な障害は対外借入を抑制する「投注差」規制などであり、それら資本規制は人民元取扱いの制限と相まって邦銀にとっても大問題であることが判明しました。進出邦銀は支店網の制約からリテール預金に頼れないので預貸比率規制に左右されますが、利鞘は規制で守られています。ただ、そのような規制は突然に変更されるので、政策方針を察知することが重要です。海外進出への制約が経営上大きな負担となる地銀は中国リスクへ敏感とならざるを得ませんが、メガバンクは規制の緩和もにらんで中国での次のビジネスを模索中です。

2013年5月

〈キーワード〉 中国、邦銀、国際競争力、中小企業、海外展開支援

〈研究体制〉

リサーチリーダー	地主敏樹	神戸大学経済学研究科・経済学部教授
リサーチャー	砂川伸幸	神戸大学経営学研究科・経営学部教授
リサーチャー	猪口真大	京都産業大学経営学部准教授
リサーチャー	岩壺健太郎	神戸大学経済学研究科・経済学部教授
リサーチャー	梶谷懐	神戸大学経済学研究科・経済学部准教授
リサーチャー	金京拓司	神戸大学経済学研究科・経済学部教授
リサーチャー	唐 成	桃山学院大学経済学部教授
リサーチャー	播磨谷浩三	立命館大学経営学部教授
リサーチャー	三重野文晴	京都大学東南アジア研究所准教授
リサーチアソシエイト	劉 亜静	神戸大学経済学研究科博士課程

〈アジア太平洋研究所〉

研究統括	稲田義久	甲南大学教授
研究員	岡野 光洋	
事務 局	島 章宏	シニアプロフェッサー
事務 局	仲川 洋子	事務局次長
事務 局	橋本 嘉之	事務局次長
事務 局	山下かおり	総括プロフェッサー

〈執筆者〉

第1章	はじめに	地主敏樹・岡野光洋・山下かおり
第2章	邦銀の中国進出	播磨谷浩三・岩壺健太郎
第3章	中国の金融システム・規制	梶谷懐・唐成・劉亜静
第4章	まとめと政策提言	地主敏樹

概要

＜背景＞バブル崩壊から 20 年余、邦銀諸行は海外進出という課題に直面している。不良債権処理を終えたメガバンクは、GSIFI（グローバルに重要な金融機関）として、営業拠点網を世界にめぐらしつつある。他方で、中堅・中小企業までが海外進出するようになったことで、それらを顧客とする地域銀行も海外進出を実施・検討するようになってきている。第 1 章で示しているように、国内における銀行貸出の伸びは鈍いが、海外進出企業の資金調達は活発だからである。邦銀の海外進出の現状と課題について、今年度は最大進出先であり最大貿易相手国でもある中国を中心に、調査・研究を実施した。

＜第 2 章＞本調査では、現地調査と国内ヒアリングの結果に基づいて、メガバンクと地域銀行向けのアンケートを実施した。第 2 章では、ヒアリングとアンケートの結果を中心に、邦銀の現状と課題を分析している。なお、内外のヒアリングで浮かび上がったポイントとして、経済の金融面において中国が規制大国である事実が重要である。中国に進出している日系企業・銀行の金融面の現状と課題は、中国の金融規制とその運用に深く関わっている。

＜進出企業と資本規制＞中国経済は、低廉な労働力が豊富に活用できることと、国内に巨大市場をもっていることの両面から、外資系企業の直接投資を大量に吸引して発展してきた。しかし、中国に進出した企業は、外貨建ての対外借入を抑制する「投注差」規制を課されており、本国からの資金注入が自由にできないので、資金繰りが難しくなることもある。そのために、利潤の本国送金を減らして中国内に内部留保として蓄積する傾向があり、本社サイドからみると資金効率が低くなってしまいがちである。なお、日系企業の多くが、中国の地場銀行との取引関係が限定的であり、借入などでは邦銀に頼りがちであることも、資金調達の自由度を下げている。

＜進出銀行と金融規制＞メガバンクなど、中国に営業拠点を展開している邦銀は、日系企業の内部留保を人民元建ての預金として受け入れる一方で、やはり日系企業向けに運転資金や設備資金を人民元建てで貸出している。個々の日系企業と邦銀の取引の内容は、企業の進出年数や業績に応じたものとなっている。金利

規制によって預貸利鞘が分厚く設定されているために、こうした日系企業との取引でも、相当の利益は稼ぐことができる。しかし、邦銀諸行の業容拡大は、諸規制によって制限されている。第1に、支店の出店規制があって、大規模な現地法人を擁するメガバンクですら営業拠点数が未だ限定的なので、中国の一般企業や市民のリテール預金をあまり受け入れてできていない。第2に、中国内の銀行は預貸比率規制を課されているのだが、リテール預金という資金源のない邦銀諸行は貸出枠の限度に到達し易い。預貸比率規制そのものは内外の銀行に無差別に課されているのだが、出店規制と合わさると、非対称的な効果をもつのである。

＜メガバンクと地域銀行＞邦銀の中では、メガバンクの支店網や投入人員が圧倒的であるが、さらに上を行く欧米銀行がある上に、金利規制の緩和が進めば現在のビジネス・モデルの収益性は低下してしまうので、次のビジネスを模索中である。地域銀行は、海外への既進出行と未進出行とに分けられる。既進出行の方が中国関連業務を重視しているのは当然であろう。未進出行も日系企業の進出相談などを国内で実施しているが、その半数は拠点をもたないことがマイナス要因であると考えている。中国の諸規制などビジネス上の障害に関する評価は両者の間に差異は認められないが、既進出行が中国拠点の現状維持か拡大を考えているのに対し、中国進出を具体的に検討している未進出行はなかった。なお、既進出行の中には中国以外のアジア地域での展開にも積極的なところが多いし、未進出行でも検討され始めている。経営資源の豊富な地銀は「チャイナ+1」、経営資源の限定的な地銀は進出するにしても中国以外を検討しているのである。2極化と言えるかもしれない。

＜第3章＞中国の金融規制については、第3章で詳しく吟味している。まず、中国における外資系銀行の貸出シェアが停滞していることを指摘して、その一因として規制の厳しさを挙げている。規制当局への対応能力が外資系銀行の業績を左右するという見方もある。そして、外資系銀行の直面している諸規制（出店規制や業務範囲規制など）を、それぞれの原典を紹介しながら説明している。

＜投注差規制＞直接的には外資系企業への資本規制であるが、外資系銀行にとっても障害となっているものとして、投注差規制が注目される。投注差とは、（直接投資時に登記された）総投資額から資本金を引いた差額のことであり、外貨建

て借入の上限枠とされている。さらに中国に営業拠点をもたないと人民元建ての融資はできない業務規制があるので、多くの邦銀の融資はこの枠によって制限されてしまうのである。この規制の導入目的は別にあったが、次第に外資系企業の借入制限に使われるようになった。海外資金の流入を防ぐために厳格化もされたが、行き過ぎて緩和されたり、再び厳格化されたりと、変遷してきた。中国は、市場化に向けて規制を緩和する一方で、金融安定化に向けた規制強化の動きも見せているのである。章末に、金融規制と金融政策の変遷をまとめた年表も付いている。

＜裁量的規制運用＞中国の金融規制の問題点としては、その運用が裁量的であることも挙げられる。貸出の総量規制がマクロ金融調節の一環として実施されてきているのだが、その予測は難しく、日系企業や進出邦銀は大きな影響を受けてきた。裁量的な規制政策は、低水準の情報公開と合わさると、規制当局との関係を深めるインセンティブを高めることになり、癒着の温床となりやすい。民間経済主体の長期的な計画立案を妨げるので、中国経済にとって非効率的であることはもちろんである。先進諸国のような金融インフラ・諸制度が整備されていない途上国であるからだけでなく、社会主義体制からの移行経済であることや共産党一党独裁が継続していることも、規制の多さやその運用の不透明性に寄与しているのではないかと考えられる。

＜将来展望＞ 海外進出への制約が経営上大きな負担となる地銀は中国リスクへ敏感とならざるを得ないが、メガバンクは規制緩和もにらんで中国での次のビジネスを模索中である。なお、中国への資源集中は危険なので、アセアン諸国や中国語圏などで補完的なアジア向け拠点を構築していくべきだろう。地銀は二極化しており、海外進出に積極的な地銀は「チャイナ+1」を志向しているようである。駐在員事務所形態で中国進出している諸行の場合、それ以上の本格化には慎重であるという選択肢もある。未進出地銀の場合、海外進出できる資源があるのなら、中国以外を目指すことが得策と言えそうである。銀行向けアンケートの結果も、こうした方向性を支持している。

＜政策提言＞ 日本政府に望むことは、日系企業や邦銀のビジネスをやりやすくするように、国際的な働きかけることであろう。金融庁が実際に開始したよう

に、アジア各国政府に対して、BIS 国際基準を満たしていない地銀などの、国際関係業務の拡張を許すように交渉するのも、一手である。中国はこうした働きかけになかなか応えてくれないだろうが、国際機関を通じての基準作りなどが有用かもしれない。ADB（アジア開発銀行）などを通じて、アジア発の基準作りは有望であろう。

最後に、本研究プロジェクトの実施においてご協力いただいた、実に多くの方々に心から感謝したい。蘇州の現地調査に関しては、池田泉州銀行アジアチャイナ本部・蘇州駐在員事務所よび先進テクノ推進部の諸氏から、多大なご助力を頂いた。現地（蘇州と上海）でヒアリングに応じて頂いた、日本貿易振興機構上海代表処、上海邁伊茲諮詢有限公司、日本政策投資銀行上海駐在員事務所、DNP（大日本印刷）迪文普信息技术服务（上海）有限公司、みずほコーポレート銀行（中国）有限公司中国営業開発部、太陽電線（蘇州）有限公司、リードエス蘇州支店（上海力得思人才信息諮詢有限公司 蘇州分公司）の皆様にも、お礼申し上げたい。国内では相当規模のアンケートと面談を行った。アンケートの設計に繋がった国内ヒアリングにおいては、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、日本政策投資銀行、滋賀銀行、京都銀行、南都銀行、および、ダイキン工業株式会社の皆様から、貴重な助言や情報提供を頂いた。アンケートの実施においては、全国銀行協会と関西経済連合会からご助力を頂いた。銀行向けアンケートと企業向けアンケートにお答えいただいたみなさまにも、お礼を申し上げたい。そして、何よりも本研究プロジェクトに取り組む機会を与えてくださったアジア太平洋研究所に深く感謝したい。企業向けアンケートの分析など、本報告書で十分に展開できなかった点は2013年度の研究にしっかりと受け継ぎ、深めていく所存である。

2013年5月

一般財団法人 アジア太平洋研究所
日本の金融機関の構造変化とアジア経済研究会
リサーチリーダー 地主敏樹
(神戸大学経済学研究科経済学部教授)

日本の金融機関の構造変化とアジア経済研究会報告書

邦銀のアジア展開—メガバンク・地域銀行と中国の金融規制—

目次

〈アブストラクト〉

〈研究体制〉

〈執筆者〉

概要 ー日本の金融機関の構造変化とアジア経済：邦銀のアジア展開ー

第1章	はじめに	1
1.	日本経済の停滞と邦銀の海外進出	1
2.	中国市場の重要性と課題	3
	参考文献	5
第2章	邦銀の中国進出	6
1.	中国への進出の現状	6
2.	外資銀行の進出に対する中国の規制	7
3.	中国における業務	8
4.	中国市場の将来展望	13
	参考文献	16
Appendix	邦銀の中国展開に関するアンケート調査結果	17
第3章	中国において外資銀行が直面する規制内容について	21
1.	中国での外資銀行の法人形態及び人民元業務規制	22
2.	外資系企業に対する資本金規制と邦銀	26
	参考文献	35
第4章	まとめと政策提言	36
1.	中国の間接金融市場：課題と展望	36
2.	提言に向けて	37

第1章 はじめに

地主敏樹・岡野光洋・山下かおり

1. 日本経済の停滞と邦銀の海外進出

日本経済は、バブル崩壊以降に「失われた20年」を経験し、銀行の貸出も停滞してきた。



注：国内銀行の銀行勘定、信託勘定、海外店勘定の合計。

出所：日本銀行

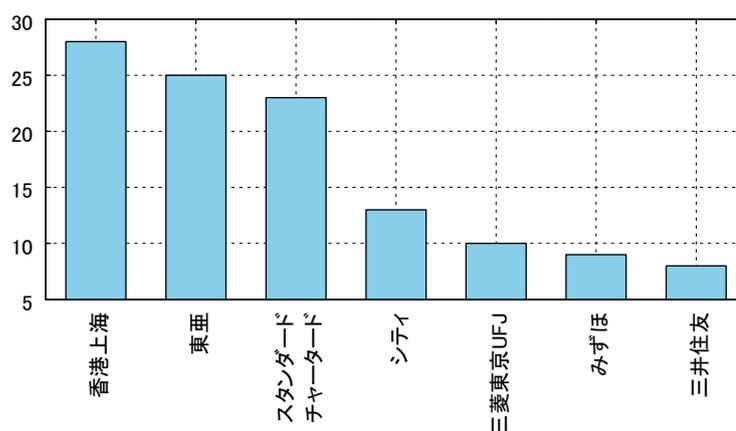
図 1 - 1 国内銀行貸出の推移(単位：兆円)

図 1 - 1 に国内銀行の貸出残高の推移を示している。2000 年以降の貸出は不良債権処理のために減少傾向が続いていたが、景気回復とともに緩やかに増加していた。2008 年にリーマンショックの影響から一時減少し、その後の停滞につながったが、近年は緩やかな回復傾向にある。

こうした貸出の停滞は、企業サイドの需要要因によるものなのか、銀行サイドの供給要因によるものなのか、様々に検討されてきた。デフレと人口減少が続く日本国内向けの投資が抑制されるのは自明のことであろうし、バブル崩壊で大きな損失を被った邦銀諸行がリスクテイクに慎重となるのも当然で、バブル再発防止を狙った規制監督改革がそうした傾向を助長したこともあっただろう。他方で、日本企業の海外進出は、大企業中心の時代から、中堅・中小企業も行う時代へと、移行してきた。海外進出に伴う資金調達とは、活発である。

こうした状況の下、邦銀諸行は、様々な戦略で、顧客企業の対外進出に対応しつつある。メガバンクは、(中国だけでなく)世界諸国への営業拠点を展開して日

系企業の進出を幅広くサポートするとともに、国際金融センターを中心にしたホールセールビジネスにも経営資源を投入しつつある。グローバル SIFI¹として高い自己資本比率規制などを課せられる一方で、見合うだけの収益を上げることを目指しているのである。ただし、中国に関しては、リテール業務にまで進んでいる一部の欧米大手行と比べて、支店網が未だ限定的でしかない。



※中国国内の支店のみカウント。出張所・ATMなどは除外。

出所：各行ホームページより作成

図 1 - 2 中国国内支店数

地銀の戦略は、3種類に分類される。第1グループは、積極的に海外進出を実施しつつある諸行である。国際銀行業務に携わるために、BIS規制²の国際基準をクリアして、中国などに支店を開いて、顧客企業をサポートしている。ただし、メガバンクほどの経営資源はないので、複数の支店を開いているのは例外的である。第2グループは、国際基準をクリアしていないが、海外進出をしている諸行である。預金受入や貸出など収益をあげる営業ができないので、駐在員事務所

¹2008年秋のリーマン破綻から急速に進行することとなった世界金融危機を受けて、世界の金融システムを安定化させるための諸改革が進められている。その一環として、リーマン証券と同じように世界の金融システムを揺るがし得る重要な金融機関が認定された。それが、世界的なシステム上重要な金融機関＝グローバル SIFI(G-SIFIとも略称)である。それらの破綻を回避するために、一般の金融機関よりも強い規制が課せられることとなった。

²金融システムの安定化を図るために、各国が協調して導入した商業銀行向けの規制。個別の銀行が大きな損失を被っても、自己資本の取り崩しで穴埋めできて、他にマイナス影響を拡散させないことを意図している。規制の詳細は改訂され続けているが、基本的には銀行に対してそれぞれの総資産額の一定割合だけの自己資本を積むことを要求している。この国際共通の自己資本比率を達成しないと、国際銀行業務に携われない。スイスにある国際決済銀行(BIS)を舞台として各国代表が協議して決めているので、BIS規制と称される。

を開いて、相談業務を中心として顧客企業の進出をサポートしたり、現地銀行と提携して、顧客企業向けに信用状を発行することで現地銀行からの貸出を得やすくしたり、している。第3グループは、国際基準未達成で、駐在員事務所の開設も果たしていない諸行であり、進出先とその機会を検討している地銀も含まれている。

2. 中国市場の重要性と課題

近年の中国の経済成長に伴い、日中間の経済関係はますます深くなっている。日本の輸出先国としてはそれまで1位だった米国に変わり、2010年からは中国が最大の相手先となっている。また輸入相手国に至っては既に1992年から中国が第1位であり、現在日本の輸出入相手国のトップは中国である（図表1）。

表1-1 日本の輸出入相手国トップ10

日本の輸出相手国(上位10カ国)				日本の輸入相手国(上位10カ国)							
2011年		シェア	2012年		シェア	2011年		シェア	2012年		シェア
1	中国	19.7	中国	18.1	1	中国	21.5	中国	21.3		
2	米国	15.3	米国	17.6	2	米国	8.7	米国	8.6		
3	韓国	8.0	韓国	7.7	3	オーストラリア	6.6	オーストラリア	6.4		
4	台湾	6.2	台湾	5.8	4	サウジアラビア	5.9	サウジアラビア	6.2		
5	香港	5.2	タイ	5.5	5	アラブ首長国連邦	5.0	アラブ首長国連邦	5.0		
6	タイ	4.6	香港	5.1	6	韓国	4.7	韓国	4.6		
7	シンガポール	3.3	シンガポール	2.9	7	インドネシア	4.0	カタール	4.1		
8	ドイツ	2.9	ドイツ	2.6	8	マレーシア	3.6	マレーシア	3.7		
9	マレーシア	2.3	インドネシア	2.5	9	カタール	3.5	インドネシア	3.7		
10	オランダ	2.2	オーストラリア	2.3	10	タイ	2.9	ドイツ	2.8		

(注)ここでのシェアとは、日本の輸出総額に占める各国向け輸出入金額の割合を示す。

出所:財務省「貿易統計」よりジェトロ国際経済研究課作成

輸出入だけでなく、日本企業の海外展開先としても中国は主要な地域である。経済産業省が毎年実施している「海外事業活動基本調査」によれば、2011年度の日本企業の新規進出先はASEAN4地域*が対前年で7.9%増加し、中国は8%減少したが、それでも地域・国別の進出割合で見れば中国が30.5%と最大であり、日系企業の進出先としても重要である。

※ASEAN4地域:マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン



図 1-3 現地法人の地域別分布比率の推移

出所：経産省「第42回海外事業活動基本調査（2012年7月調査）」

NIEs3：シンガポール、台湾、韓国

ASEAN4：マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン

以上のように、日本にとって中国は最大の貿易相手国であり、日本企業の海外進出先としても最大の地域であるが、資本取引の制限、外貨の規制や人民元の調達難しさなどから進出企業にとっては資金調達での課題も多い。とりわけ、現在は緩和されているとはいえ、リーマンショック時には人民元の調達に苦勞した日本企業も多い。また、ジェトロの2012年度「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」によれば、中国地域での黒字企業は6割程度であり、約4分の1は赤字の見込みであることや、売上債権をなかなか支払ってもらえない、手形と小切手の不渡りに対して、銀行取引停止処分という法的処罰規定がなく売上債権の回収上でも課題が多いなど、進出後も依然として資金調達が経営上の重要な課題であることが推察される。このような視点から、中国における金融を通じた海外進出企業の支援についての実態を把握することは重要である。

よって、本研究会では、中国を対象として、邦銀の海外展開と、邦銀による日系企業の資金調達の現状と課題を明らかにするため、日本及び中国での聞き取り調査及び、アンケートによる調査を実施したのである。

参考文献

日本貿易振興機構ホームページ「日本の貿易相手国ランキング」

<http://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/trade/>

経済産業省「第42回海外事業活動基本調査（2012年7月調査）」

日本貿易振興機構「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」（2012年度）

第2章 邦銀の中国進出

播磨谷浩三・岩壺健太郎

1. 中国への進出の現状

近年、わが国の銀行業界では、不良債権問題が収束し経営体力の向上が実現したメガバンクを中心に、海外への積極的な展開が見られる。バブル期以前における邦銀の国際展開は、ニューヨークやロンドンのマネーセンターを中心にトレーディング業務を行うことが主な目的であったのに対して、近年は日本企業の生産拠点の海外移転によって生じる金融取引の実需への対応が主たる目的となっており、顕著な変化が見られる。また、リーマンショックやユーロ危機を契機に欧米金融機関がアジアでのビジネス展開を縮小させる中で、邦銀のプレゼンスが相対的に高まっており、支店や駐在員事務所の開設は増加傾向にある。とりわけ、日中の経済関係の進展に伴い、日本企業の人民元取引をはじめとする金融面でのサポートを目的とした邦銀の中国への進出が拡大している。

邦銀の海外展開に関しては、自己資本比率規制（BIS規制）の適用が国際基準か国内基準かどうかで大きく異なる。国際基準行については支店による営業拠点を展開することができるのに対し、国内基準行は原則的にできない。ただし、国内基準行のうち、中国に駐在員事務所を開設する邦銀は近年、かなりの数に上っている。

表2-1は、2012年3月末時点における国際基準行の中国への進出状況を、業態別にまとめたものである。都市銀行の特色は拠点数の多さに加え、営業拠点が中国国内の広範囲に及んでいることである。中国における拠点の総数³では、外国為替専門銀行であった東京銀行の流れを汲む三菱東京UFJ銀行が20と最大となっている。但し、三井住友銀行も中国拠点総数16、みずほコーポレート銀行は15と、ともに多数の拠点を持ち、中国を重視していることがうかがえる。なお、これらメガバンクの中国におけるネットワークの大半は、現地法人の傘下の店舗として運営されている^{3'}。次に、信託銀行と地域銀行については、山口銀行を除き、すべて支店による進出は1つだけとなっている。また、地域銀行については、横浜銀行、山口銀行、名古屋銀行を除き、すべて香港に支店を構えているのが特徴的である。香港では人民元取引を始め金融規制が中国本土よりも緩やかなため、

³ 拠点の総数は銀行本体の支店・出張所・駐在員事務所および中国現地法人の本店・支店・出張所を全て含む数である。

^{3'} この要因には、現地法人の設立を条件に、一部の業務の取扱に対して内国民待遇を与える「外資銀行管理条例」が2006年12月から施行されたことが挙げられる。

経営資源に限りがある地域銀行にとって進出への障壁が低いことが大きな要因と考えられる。その中であって、11年に南通の駐在員事務所を支店に昇格させた名古屋銀行は、特異な事例として指摘できる。ただし、名古屋銀行を含め、地域銀行の駐在員事務所の多くが上海に集中しており、中国本土で上海以外に事務所を設けているのは八十二銀行のみとなっている。

同様に、表2-2は、国内基準行の状況をまとめたものである。国内基準行の場合、海外支店の開設は不可能であり、原則的に営業活動が出来ない駐在員事務所の開設しか認められていない。都市銀行に分類されるみずほ銀行と埼玉りそな銀行が記載されていないが、いずれもグループ傘下のみずほコーポレート銀行とりそな銀行が両行の国際業務を補完している。みずほ信託銀行についても同様である。国内基準の地域銀行の特色として指摘できるのは、国際基準行と同様、駐在員事務所を開設している場所が上海と香港に集中している点である。独自性が表れているのが、瀋陽と蘇州にそれぞれ開設している北海道銀行と池田泉州銀行である。いずれも、表2-1に示されている国際基準行の地域銀行と競合しにくい拠点である。なお、地域銀行23行のうち、14行が中国だけに駐在員事務所を開設している。これは地域銀行の国際業務にとって、中国が重要な市場であることを示唆している。

2. 外資銀行の進出に対する中国の規制

以上のように、国内基準行の国際戦略はBIS規制によって制約されているが、中国の金融規制によって国際基準行にとっても、メガバンクとその他銀行（信託銀行および地域銀行）の間では、店舗網や業務内容で顕著な違いが生じている。以下では、出店規制、業務規制、金利規制、裁量的な金融政策など外国銀行の業務に影響を与えている中国の金融規制を概説する。

(1) 出店規制

外国銀行の新規支店の開設に対する制限や、支店形態ではなく現地法人形態に転換することにより業務展開を認可するといった規制があるほか、フルバンクのライセンス付与を制限する規制がある。たとえば、開業後3年以上、2年連続の黒字決算が達成された場合に、人民元業務が申請できることや（中国の「外資銀行管理条例」）、外国銀行の新規支店開設が年間1店と定められていることなどがあり、銀行の機動的な業容拡大を阻んでいる。

（２）業務規制

業務規制では、銀行の健全性の維持を目的とした流動性比率や大口融資に関する規制がある。預貸率を75%以下とする規制は中国の銀行にも一律で課されているものの、人民元の調達面で地場銀行よりも不利な立場にある邦銀には運用上の制約となっている。

（３）金利規制

銀行間での激しい競争を避けるために預金金利の上限を設けている。また、人民元建ての各種ローンの基準金利は中国人民銀行によって公表され、銀行は下限金利を基準金利の0.9%倍、上限金利を基準金利の1.7%倍とするマージン内で自らの金利を設定する。

（４）裁量的な金融政策

中国では、金利のみならず、貸出の総量規制によって金融政策を行っている。金融引き締め期に実施される貸出の総量規制は企業の資金需要への柔軟な対応を難しくしている。

3. 中国における業務

以下では、メガバンク（2行）および地域銀行（中国進出行12行、未進出行11行）にご回答頂いたアンケート結果を報告する。なお、りそな銀行は都市銀行だが国内基準行であり中国で営業活動を行っていないため、地域銀行に分類した。

（１）中国に関連した国際業務に従事する正社員従業員の数

中国に進出している地域銀行では、日本で中国関連業務を行う日本人が約5人、中国人は約0人であるのに対し、メガバンクは日本人が約30人、中国人は数名であった。また、地域銀行では、中国で働く日本人は約3人、中国人は約2人であるのに対し、メガバンクでは現地で働く日本人は約170人、中国人は約1700名であった。地域銀行とメガバンクには中国業務に携わる社員数に大きな違いがある。

（２）取引先からの相談件数・相談内容の変化

地域銀行では中国進出行・未進出行ともに、リーマンショック以後の取引先か

らの相談件数が増加している。最近の相談案件で増加したものは、「より規模の小さい中堅・中小企業からの相談」、「製造業よりも、販社、サービス業、流通業等からの相談」、「中国の販路を拡大したい取引先からの相談」「中国の地方都市へ進出する相談」などである。

(3) 中国および国内での相談業務

中国に関連した取引先からの相談業務について、メガバンクおよび進出地域銀行では、現地法人・支店や駐在員事務所を活用して①取引先の海外進出時の全般的な支援（各種規制への対応、市場動向の調査など）、②商談会などでの海外ビジネスの紹介、③ビジネス・パートナー・マッチング、④販路開拓支援、⑤既進出の取引先への資金調達・経営全般（税務・法務・労務等）に関するアドバイスを行っている。一方、未進出地域銀行では、上記①についてはほぼ全行が行っているものの、②④⑤は約半数の銀行が、③は少数の銀行が行っているにとどまり、中国に駐在員事務所や支店を有しないことが制約となっていると回答している。ただし、いずれの銀行とも各種の相談業務の成果が上がっていると評価している。

相談業務を推進する際の課題としては、「ビジネス・パートナー・マッチングをするにも現地企業の情報が少ない」、「ビジネス相手の信用調査に限界がある」、「相談業務に投入できる人員が不足している」、「自行で現地情報を収集できないので、外部情報機関の情報に頼っている」などの情報不足に起因するものが多かった。

(4) 中国での融資業務

中国におけるメガバンクの融資先は日系企業が70～80%を占めており、地域銀行も日系企業相手のビジネスを行っている。融資関連の業務では、メガバンクが①本社への融資（例：本社が現地法人への資本金を用意）、②親子ローン、③邦銀の現地法人・支店から人民元建て融資を行っている。④日本からのクロスボーダー融資（米ドル建て）は決済が分かりにくくなるため、例外的にしか行われていない。一方、現地法人・支店を有していない進出地域銀行は上記①②に加えて、③の代わりに、⑤スタンバイL/Cを活用した中国の地場銀行を通じた融資を行っている。

(5) メガバンクと地域銀行の営業力の違い

メガバンクは預金・貸出・決済・市場性資金の運用を主軸に、包括的なサービ

スを提供しており、メガバンク三行間で業務に大きな差異は見られない。中国内における現地法人・支店の所在地も似通っており、激しい顧客獲得競争を繰り広げている。貸出・預金以外の業務として重要なものは、①キャッシュ・プーリング（進出グループ企業の資金の集中管理）、②トレード・ファイナンス、③シンジケートローン、④インベストメント・バンキングがある。①②はアジアで拡大する商流に関連する決済ビジネスである。

一方、BIS 国内基準行は駐在員事務所を開設し、中国進出予定の企業および進出した企業に対し、現地のビジネスに関する情報提供、貿易業務の支援、現地の提携銀行を通じた融資（スタンド・バイ・クレジット業務）等を行っている。しかし、投中差の規制により米ドルよりも人民元の資金需要が大きい中国において、人民元建ての融資・送金ができない地域銀行は、メガバンクに比べて競争力の点で大きく見劣りすることは否めない⁴。近年、多くの地域銀行が中国の地場銀行との提携を進めることで提携銀行からの取引先への人民元建て融資を可能にしたが、メガバンクが提供している人民元建て融資の金利よりも高くなりがちであることは地域銀行にとって大きなハンデになっている。そのため、日本国内では地域銀行の取引先が中国ではメガバンクから融資を受けているケースもしばしば見られる。

メガバンクとの顧客争奪戦に負けないように、地域銀行のなかには、提携している地場銀行にトレーニーを派遣し、人材の育成とともに、取引先との関係を絶やさないように努力しているところもある。

（6） 中国での日系企業向け融資と預金のパターン

メガバンクが日系企業に融資する資金は設備投資資金（長期融資）が 20～40%、運転資金（短期融資）が 60～80%である。中国での日系企業向け融資と預金には、進出後の期間の長さに応じて、次のようなパターンがあることが見られた。

◆進出後間もない企業：

日本の親会社は開業から約 2 年間で約 2 年間の自己資金を投入し、現地子会社はそのもとで経営する。余剰資金を邦銀現地支店に預金し、邦銀現地法人からの借り入れはしていない。

⁴ 投中差の規制とは、中国国内の外資企業に対する借入制限のことを指しており、外貨借入が可能な金額は、総投資と資本金の差額の範囲内（投中差）に制限されるというものである。

◆進出後に経営が順調に進んできた企業：

中国国内で稼いだ内部留保を邦銀現地法人に預金して蓄積し、売掛金や在庫が増加、邦銀現地支店から運転資金を借り入れる。小売・流通業では代金回収の面から地場銀行を利用することもある。

◆進出後経営が順調に拡大し設備投資を行う企業：

設備投資資金の一部を蓄積してきた内部留保で、残りは邦銀現地法人からの借入れで賄う。内部留保の残りは邦銀現地支店に預金する。

中国に進出する日系企業が比較的豊富な自己資金（内部留保）を保有する背景には、外貨管理規制によって開業時に多額の自己資本が必要となることや、投注差や外貨管理規制によって柔軟に本国に利益を送金出来ないこと、中国進出後、容易に撤退できないことが挙げられる。

（7）メガバンクにおける業務の問題

中国におけるメガバンクには①預貸率規制、金利規制、総量規制などの銀行に対する中国の金融規制、②投注差、外貨規制などの貸出先に対する中国の金融規制、③金融規制が頻繁に変更されること、④現地地場企業の信用情報の入手が困難、⑤支店運営のコスト高などの問題がある。①②③④については、銀行の裁量によっていかんともしがたい制約であるため、それらを前提に対策を講じている。ただし、自由な競争を阻害する金融規制はコストである一方で、高い利ザヤを得られるという点でベネフィットでもある。

近年、中国では金利自由化が徐々に進んできており、銀行間競争が高まっている。メガバンクは現在、主に日系企業から預金を獲得しているが、業務拡大に伴い人民元の調達能力が課題になる可能性はある。香港からの資金調達は預貸比率の制限があるので有効ではなく、中国本土での資金調達を検討する必要がある。

（8）地域銀行における業務の課題

地域銀行が中国で業務を展開するうえで制約となっているものとして、①中国の金融規制（金利規制、総量規制など）、②中国のビジネス慣習（代金回収の困難さ）、③規制によって限定された業務範囲、④行内の国際的な人材の不足がある。ただし、①②③を問題と捉えている比率は中国に進出している地域銀行に多く、

④については未進出の地域銀行で多いという結果が得られた。

③によって生じる問題の具体例は、地域銀行がスタンバイ L/C を差し入れることにより地場銀行に取引先への融資を依頼しているときに、金融当局により総量規制が強化された場合、取引先は融資を受けられなくなることである。また、外貨管理規制によって、不足の資金需要に対して柔軟に対応できないことがある。

(9) 地域銀行に対する金融庁の規制緩和

金融庁が業務の代理・媒介の拡大等（提携外銀の融資審査の代行など）、地域銀行による中国での業務に関する規制緩和を中国当局に要請することを検討しているという報道がなされている。このような報道に対して、地域銀行各行は規制緩和策を高く評価しつつも、外国銀行の業務の代理・媒介の拡大が融資業務全般に与える影響については不確実な要素が多いと考えている。

地域銀行のなかには、「現地支店や駐在員事務所を新たに開設する要素になりえる」、「複数行による合同駐在員事務所の設置や外国銀行への長期出張で業務の代行・媒介が実現すれば、取引先の海外進出ニーズに対応できる」というように肯定的に評価する声がある一方で、「駐在員事務所での営業活動が許可されない限り、代理業務は日本本部が行うことになる」など、中国の規制が代理業務のネックになる可能性を懸念するような否定的な意見もあった。

(10) 中国リスクと今後のビジネス拡大

最近、マスコミ等で注目されている中国リスク（チャイナリスク）について、たとえば①中国の景気の減速、②中国の不動産価格の下落、③尖閣諸島に端を発する中国金融当局の対応、④尖閣諸島に端を発する中国の国民感情、⑤金利自由化などの規制緩和について、メガバンクはそれほど問題と捉えていない。「CHINA+1」としてアジアの拠点を分散する動きは中堅・中小企業を中心にあるものの、中国を撤退して他のアジアにシフトする動きは見られない。中国は引き続き重要なマーケットであるという認識のもと、中国での業務を拡大していくと答えたメガバンクが多かった。

反対に、中国に進出している地域銀行は、中国国内の拠点拡張について慎重である一方で、中国以外のアジア他国への拠点拡張については積極的な意見が目立った。規制によって業務上の制約がある中国よりも、今後の成長が期待される他のアジア諸国でのビジネスへの期待感が伺える。

(11) 中国での業務における今後の重点分野

今後の重点分野はメガバンク間で意見が分かれている。①中資系など非日系企業への融資、②消費者金融、③インターバンクでの債券発行、④投資顧問会社を活用した資金運用などが回答として挙げられた。

すでに公表されているニュースによると、メガバンク3行ともに、中国の資産運用会社に出資しており、役員を派遣しているところもある。現時点では出資比率は低いですが、将来的には経営に深く関与していくことや提携を通じて新たな事業を行うことも考えられる。

また、三井住友銀行のSMBCコンシューマーズファイナンスが中国（主に香港）で消費者金融の営業を行っていることなどが新たな中国戦略として注目される。リテール事業はホールセール事業よりも中国の文化や慣習に根差しているため、短期的な収益拡大は困難かもしれないが、中国の中間層の拡大に伴って消費者金融や多彩な金融商品の販売などは今後の有望分野である。すでに、HSBCやスタンダード・チャータードはアジアでの拠点を増やし顧客層の拡大に重点を置いており、リテール事業の拡大は邦銀にとって海外事業の収益向上に大きく寄与する可能性が高い。

4. 中国市場の将来展望

アンケートからも明らかなように、中国以外のアジア他国への拠点拡張についての積極的な意見がある一方、メガバンクを中心に、今後も中国を重要なマーケットと位置付けている先は少なくない。中国からの企業撤退には制度的な難しさがあることに加え、これまでのところ中国からの撤退や他のアジア諸国へのシフトが顕著に見られないことから、邦銀の中国重視の姿勢は短期的には大きく変化しないものと考えられる。ただし、メガバンクでは、リスク分散の観点から、アジアを中心に海外拠点の多様化の動きはこれからも進むものと思われる。実際、三井住友銀行は平成23年度に、マレーシア、インド、中国、オランダ、カンボジア、トルコと立て続けに支店・駐在員事務所・出張所を開設している。

地域銀行に見られるアジア拠点の分散化の背景には、チャイナリスクにも増して、規制の障壁があるものと考えられる。たとえば、地域銀行の中国の支店としての拠点は香港に集中しており、本土の拠点のほとんどは営業活動が許されない駐在員事務所によって占められている。しかも、その多くが上海に集中しており、

たとえ各種の規制が緩和されたとしても、過当競争や採算性への懸念から支店への昇格や拠点の拡張には直ぐに結びつかないであろう。

とはいえ、地域銀行の中国における業務展開に将来性はないかと問われると、必ずしもそうとは言い切れない。確かに、営業拠点を含めた経営資源の量において、メガバンクに比べて競争力の面で劣っているのは事実である。しかし、メガバンクがすべての中小企業のニーズに対応するのは不可能であり、リレーションシップバンキングの推進で取引先との密着した関係を蓄積している地域銀行だからこそ可能な金融サービスの提供は残されていると考えられる。たとえば、各種相談業務に注力している地域銀行の中には、事業継承の問題から取引先の M&A 案件で手数料収入を獲得している銀行がある。このような M&A 事業を進出日系企業や地場企業に拡大することで国際的業務を推進することも考えられる。

表 2 - 1 邦銀の中国への進出状況 (BIS 国際基準行)

		海外支店(出張所を含む)		海外駐在員事務所		中国現地法人拠点(本支店・出張所含む)	
		総数 (うち中国)	場所	総数 (うち中国)	場所	総数	場所
都市銀行	三菱東京UFJ銀行	61	3 香港、九龍	13	1 瀋陽	16	北京(2)、上海(3)、大連(2)、深セン、天津(2)、無錫、広州(2)、成都、青島、武漢
	三井住友銀行	25	2 上海、香港	10	2 大連、重慶	12	上海(2)、天津(2)、広州、蘇州(2)、杭州、北京、瀋陽、深セン、常熟
	みずほコーポレート銀行	33	2 香港、九龍	7	2 南京、廈門	11	上海、北京、大連(2)、天津、青島、無錫、蘇州、武漢、広州、深セン
信託銀行	三菱UFJ信託銀行	5	1 香港	1	1 北京	-	
	三井住友信託銀行	4	1 上海	5	2 北京	-	
地方銀行	群馬銀行	1	0	2	2 上海、香港	-	
	千葉銀行	3	1 香港	2	1 上海	-	
	横浜銀行	1	1 上海	4	1 香港	-	
	八十二銀行	1	1 香港	4	2 大連、上海	-	
	静岡銀行	3	1 香港	2	1 上海	-	
	滋賀銀行	1	1 香港	2	1 上海	-	
	中国銀行	1	1 香港	3	1 上海	-	
	山口銀行	3	2 青島、大連	1	1 香港	-	
	伊予銀行	1	1 香港	3	1 上海	-	
第二地方銀行	名古屋銀行	1	1 南通	1	1 上海	-	

注) 2011 年度末時点の数字であるが、場所の詳細に関しては、各行のディスクロージャー誌より引用した。
同一場所に複数の拠点を有する場合は場所の後ろに()で拠点数を記載した。

表 2 - 2 邦銀の中国への進出状況 (BIS 国内基準行)

		海外駐在員事務所		
		総数	(うち中国)	場所
都市銀行	りそな銀行	4	2	香港、上海
長期信用銀行	あおぞら銀行	2	1	上海
地方銀行	北海道銀行	2	1	瀋陽
	みちのく銀行	1	1	上海
	七十七銀行	1	1	上海
	常陽銀行	1	1	上海
	山梨中央銀行	1	1	香港
	北陸銀行	6	2	上海、大連
	北國銀行	2	1	上海
	大垣共立銀行	4	2	香港、上海
	十六銀行	2	2	香港、上海
	百五銀行	2	1	上海
	京都銀行	3	3	香港、上海、大連
	池田泉州銀行	1	1	蘇州
	南都銀行	2	2	香港、上海
	山陰合同銀行	3	2	大連、上海
	広島銀行	2	1	上海
	百十四銀行	1	1	上海
	福岡銀行	6	3	香港、上海、大連
	肥後銀行	1	1	上海
	大分銀行	1	1	香港
	鹿児島銀行	1	1	上海
	西日本シティ銀行	3	2	香港、上海
第二地方銀行	北洋銀行	2	2	大連、上海
	みなと銀行	1	1	上海

注) 2011年度末時点の数字であるが、場所の詳細に関しては、各行のディスクロージャー誌より引用した。

参考文献

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方」WG (2012)『バックグラウンド・ペーパー・シリーズ』

金融調査研究会 (2012)『アジア経済圏における金融・資本市場の発展に向けた課題とわが国金融機関が果たすべき役割』

鈴木洋太郎 (2011) 「日系銀行業の中国への立地展開についての一考察」『経営研究』第 62 巻、第 3 号、pp. 17-37。

全国銀行協会 (2011)『アジア経済圏にとって望ましい金融・資本市場のあり方』政策提言レポート

根本直子 (2012) 「法人は苦戦、狙いはアジアの個人市場」『週刊 エコノミスト』2012 年 10 月・2 日号、pp. 34-35。

芳賀博文 (1998) 「戦後における本邦外国為替公認銀行の国際的立地展開」『経済地理学年報』第 44 巻、第 2 号、pp. 24-42。

松本康宏 (2012) 「収益力アップのカギは、アジアと国内リテール」『週刊エコノミスト』2012 年 10 月・2 日号、pp. 30-33。

山口昌樹 (2012)『邦銀のアジア進出と国際競争力』山形大学人文学部叢書

Appendix

表 2-3 アンケート調査の結果概要

【海外既進出先向け（メガバンクを除く12行）】

A.銀行における中国に関連した国際業務の現状について			
問2	中国に関連した取引先からの相談案件(件数)のリーマンショック以降の変化について		
	A 増加していた	6	50.0%
	B 変化していなかった	6	50.0%
	C 減少していた	0	0.0%
問4	中国関連の業務の位置付けについて		
	A とても需要	8	66.7%
	B 需要	3	25.0%
	C 判断できない	1	8.3%
	Dそれほど需要でない	0	0.0%
	E 需要でない	0	0.0%
B.銀行における中国現地での業務に関する具体的な内容			
問6	各種の相談業務に関して、銀行が注力して取り組んでいた内容(複数回答可)	10	
	A 商談会などでの海外ビジネスの紹介	10	
	B 取引先の海外進出時の全般的な支援(各種規制への対応など)	8	
	C ビジネス・パートナー・マッチング	7	
	D 既進出の取引先への資金調達・経営全般に関するアドバイス	8	
	E 販路開拓支援	1	
	F その他	1	
問7	各種相談業務についての成果の評価		
	A 成果が上がっていた	10	83.3%
	B 判断できない	2	16.7%
	C 成果が上がっていなかった	0	0.0%
問9	現地進出先への融資関連の業務について銀行が注力して取り組んでいた内容(複数回答可)		
	A 本社への融資(例:本社が現地子会社の資本金を用意)	10	
	B 親子ローン	8	
	C 支店から現地法人への融資(例:本社が信用保証)	1	
	D 中国の現地支店から現地法人への人民元建ての融資	2	
	E スタンドバイLCなどを活用した現地の銀行を通じた融資	10	
	F その他	0	
問10	各種融資関連の業務についての成果の評価		
	A 成果が上がっていた	6	50.0%
	B 判断できない	3	25.0%
	C 成果上がっていなかった	3	25.0%
問12	中国で業務を展開する上で予定されるビジネス上の制約についての把握		
12.1	中国の制度上の規制(金利規制、総量規制など)		
	A きわめて問題	0	0.0%
	B 問題である	11	91.7%
	C 分からない	1	8.3%
	D 問題でない	0	0.0%
	E 全く問題でない	0	0.0%
12.2	中国のビジネス慣習		
	A きわめて問題	1	8.3%
	B 問題である	9	75.0%
	C 分からない	0	0.0%
	D 問題でない	2	16.7%
	E 全く問題でない	0	0.0%
12.3	限定された業務範囲		
	A きわめて問題	0	0.0%
	B 問題である	10	83.3%
	C 分からない	2	16.7%
	D 問題でない	0	0.0%
	E 全く問題でない	0	0.0%
12.4	自社行内の国際的な人材の不足		
	A きわめて問題	0	0.0%
	B 問題である	11	91.7%
	C 分からない	0	0.0%
	D 問題でない	1	8.3%
	E 全く問題でない	0	0.0%
12.5	日本政府の行政的な後押し		
	A きわめて問題	0	0.0%
	B 問題である	6	50.0%
	C 分からない	5	41.7%
	D 問題でない	1	8.3%
	E 全く問題でない	0	0.0%

C.今後の国際業務の展開に関する具体的な内容		
問14	中国国内の事務所及び支店の拡充や新規進出の構想について	
A	積極的に拡充したい	2 16.7%
B	どちらかといえば拡充したい	1 8.3%
C	現状を維持したい	9 75.0%
D	どちらかといえば縮小したい	0 0.0%
E	積極的に縮小したい	0 0.0%
問15	中国以外のアジア他国への事務所及び支店の拡充や新規進出の構想について	
A	積極的に拡充したい	5 41.7%
B	どちらかといえば拡充したい	5 41.7%
C	現状を維持したい	2 16.7%
D	どちらかといえば縮小したい	0 0.0%
E	積極的に縮小したい	0 0.0%
問16	金融庁の地域金融機関の国際業務に関する規制緩和策の動きに関する評価	
A	きわめて需要	0 0.0%
B	需要である	8 66.7%
C	わからない	4 33.3%
D	需要でない	0 0.0%
E	全く需要でない	0 0.0%
問17	提携外銀の代理としての融資審査と従来のスタンドバイLOを活用した融資との違いについて	
A	全く異なる	1 8.3%
B	少し異なる	3 25.0%
C	わからない	7 58.3%
D	ほとんど同じ	1 8.3%
E	全く同じ	0 0.0%
問18	「外国銀行の業務の代理・媒介の範囲の拡大」が実現した場合の融資業務全般への影響	
A	とてもプラス	0 0.0%
B	プラス	4 33.3%
C	わからない	8 66.7%
D	マイナス	0 0.0%
E	とてもマイナス	0 0.0%

注) 回収件数は12であり、各回答の件数の横の%表示は構成比(単数回答の質問は総銀行数に対する比率)を表す。

【海外未進出先向け（11行）】

A. 銀行における中国に関連した相談案件の現状について			
問1	中国に関連した取引先からの相談案件(件数)のリーマンショック以降の変化について		
	A 増加していた	6	54.5%
	B 変化していなかった	2	18.2%
	C 減少していた	2	18.2%
問3	中国関連の業務の位置付けについて		
	A とても需要	2	18.2%
	B 需要	8	72.7%
	C 判断できない	1	9.1%
	D それほど需要でない	0	0.0%
	E 需要でない	0	0.0%
問4	問3の解答の理由についてあてはまるもの		
	A 取引先からのニーズが少なかった	0	0.0%
	B 必要性に迫られていなかった	0	0.0%
	C 対応する行内の体制が整っていなかった	1	9.1%
	D 他の地域をより重視していた	0	0.0%
B. 銀行における中国に関連した取引先からの相談案件に関する具体的な内容			
問5	各種の相談業務に関して、銀行が注力して取り組んでいた内容(複数回答可)	5	
	A 商談会などでの海外ビジネスの紹介	9	
	B 取引先の海外進出時の全般的な支援(各種規制への対応など)	3	
	C ビジネス・パートナー・マッチング	6	
	D 既進出の取引先への資金調達・経営全般に関するアドバイス	6	
	E 販路開拓支援	2	
	F その他	2	
問6	各種相談業務についての成果の評価		
	A 成果が上がっていた	8	72.7%
	B 判断できない	1	9.1%
	C 成果は上がっていなかった	2	18.2%
問7	中国に拠点を有していないことは各種の相談業務を行う上で、制約となっていたのか		
	A なっていた	3	27.3%
	B 判断できない	4	36.4%
	C なっていなかった	3	27.3%
C. 今後の国際業務の展開に関する具体的な内容			
問9	中国に駐在員事務所などを新規開設する予定はあるか		
	A 新規開設の予定がある	0	0.0%
	B 判断できない	2	18.2%
	C 新規開設の予定はない	7	63.6%
問10	中国で業務を展開する上で予定されるビジネス上の制約についての把握		
10.1	中国の制度上の規制(金利規制、総量規制など)		
	A きわめて問題	1	9.1%
	B 問題である	6	54.5%
	C 分からない	1	9.1%
	D 問題でない	3	27.3%
	E 全く問題でない	0	0.0%
10.2	中国のビジネス慣習		
	A きわめて問題	1	9.1%
	B 問題である	5	45.5%
	C 分からない	2	18.2%
	D 問題でない	3	27.3%
	E 全く問題でない	0	0.0%
10.3	限定された業務範囲		
	A きわめて問題	0	0.0%
	B 問題である	5	45.5%
	C 分からない	3	27.3%
	D 問題でない	3	27.3%
	E 全く問題でない	0	0.0%
10.4	自社行内の国際的な人材の不足		
	A きわめて問題	2	18.2%
	B 問題である	6	54.5%
	C 分からない	1	9.1%
	D 問題でない	1	9.1%
	E 全く問題でない	0	0.0%
10.5	日本政府の行政的な後押し		
	A きわめて問題	0	0.0%
	B 問題である	3	27.3%
	C 分からない	5	45.5%
	D 問題でない	2	18.2%
	E 全く問題でない	0	0.0%

問12	中国以外のアジア他国への新規進出の構想や予定について		
	A 新規進出の構想／予定がある	1	9.1%
	B 判断できない	2	18.2%
	C 新規進出の構想／予定はない	7	63.6%
問13	金融庁の地域金融機関の国際業務に関する規制緩和策の動きに関する評価		
	A きわめて需要	0	0.0%
	B 需要である	5	45.5%
	C わからない	4	36.4%
	D 需要でない	2	18.2%
	E 全く需要でない	0	0.0%
問14	提携外銀の代理としての融資審査と従来のスタンドバイLCを活用した融資との違いについて		
	A 全く異なる	2	18.2%
	B 少し異なる	1	9.1%
	C 分からない	8	72.7%
	D ほとんど同じ	0	0.0%
	E 全く同じ	0	0.0%
問18	「外国銀行の業務の代理・媒介の範囲の拡大」が実現した場合の融資業務全般への影響		
	A とてもプラス	0	0.0%
	B プラス	4	36.4%
	C 分からない	7	63.6%
	D マイナス	0	0.0%
	E とてもマイナス	0	0.0%

注) 回収件数は11であり、各回答の件数の横の%表示は構成比(単数回答の質問は総銀行数に対する比率)を表す。ただし、未回答を理由に構成比の合計が100%にならないものがある。

第3章 中国において外資系銀行が直面する規制内容について

梶谷懐・唐成・劉亜静

中国は2006年12月にWTO加盟の5年間の経過期間の終了をもって、銀行業を外国資本にも全面的に開放することになった。それに合わせて、外資系銀行に「内国民待遇」を与える「外資銀行管理条例」が施行された。これを受けて、高い経済成長を背景に、欧米や日本などの金融機関が積極的に中国の金融市場へ進出することになった。中国銀行業監督管理委員会によれば、2001年WTO加盟時に比べて、外資系独資銀行の新設が21行、183の支店、389のサブ店などの営業拠点が増加しており、営業エリアも20の都市から50の都市へと拡大している。また、外資系銀行の業務ネットワークの拡大とともに、預かり資産規模も急速に伸びており、2006年の9,279億元から2011年の2兆1,535億元へと2.3倍へと拡大している。

ただ、その一方で、外資系銀行が中国の銀行業金融機関に占める資産の市場シェアが2006年の2.11%から2011年の1.93%へと低下している。この10年間、外資系銀行は貸出市場のシェアが2%前後にとどまっており、中国の金融市場での存在感は依然小さいものである。外資系銀行は外貨融資や人民元建て国際決済、シンジケートローン、貿易融資、デリバティブなどの分野で金融サービス業務を展開する一方で、ローカル銀行との競争、厳しい規制環境、現地化事業戦略の遅れなど、中国で多くの事業課題に直面していることがその背景にあると思われる。

その中で、中国の規制当局による外資系金融機関に対する規制は、中国で業務を行う外資系金融機関にとって大きな課題の一つである。例えば、PwC中国が2012年7月に発刊したレポート、“Foreign Banks in China 2012”は、次のように述べている⁵。

「中国の銀行業界や規制当局の要求を理解し、それに対応していくことは、外資系銀行が中国で成功する上で重要な要因であり続けるであろう。これまでに明らかになってきていることは、当局との対応に大きな努力と投資をすることで、利益を得ている金融機関が少なくないということである。長期的には、これを意

⁵日本語版「中国における外資系銀行」

(<http://www.pwc.com/jp/ja/japan-knowledge/archive/assets/pdf/china-foreign-bank-j201207.pdf>、2013年4月18日アクセス)

識して、規制当局についても、ほかの主要顧客とのリレーションと同じような関係を構築する銀行は、結果的に競争力が強まることになるであろう」。

「中国に子会社を持つ外資系銀行にとっては、グループ全体の経営戦略を進めていく上で、中国の国内法規制への対応という複雑性が追加されることになる。本国と進出国の規制当局の異なる要求への対応は、グローバルな金融機関にとってさらに難しくなり、答えは容易には見つからないであろう」。

本論考の第1節では、まず外資系金融機関が中国で営業を行う際の、法人形態に応じた業務内容などについての法的な規定について整理する。また第2節では、2012年度にわれわれが行った邦銀関係者に関するヒアリング調査を通じて明らかになった、中国に進出している外資系企業に対する資本規制（いわゆる「投注差」）について、その経緯と現状を整理する。なお、金利規制など中国の金融市場における規制全般の推移に関しては、文末の表を参照のこと。

1. 中国での外資銀行の法人形態及び人民元業務規制—《中華人民共和国外資銀行管理条例》より—

以下、中華人民共和国国務院令第478号2006年《中華人民共和国外資銀行管理条例》（以下、「外資銀行管理条例」）⁶より、中国での外資銀行の法人形態及び人民元業務に関する全体的な規制の現状がどのようになっているか、その概要を見ておくことにしよう。

まず、中国における法律上の「外資銀行」の定義であるが、「外資銀行管理条例」第一章第二条が定めるところによれば、中華人民共和国の法律法規に基づき中華人民共和国国内で設立された以下の組織を指す。すなわち、①1行の外国銀行が単独で出資した、または1行の外国銀行と他の外国金融機関とが共同出資で設立した外商独資銀行。②外国の金融機関と中国の会社・企業とが共同出資で設立した中外合弁銀行。③外国銀行の支店。④外国銀行の代表事務所、である。このうち、①から③までの組織は、「外資銀行の営業性機構」と総称される。なお、ここでいう「外国銀行」とは、中華人民共和国以外で登記が行われ、その所在地の国家あるいは地域の金融監督・管理当局の承認または許可を受けた商業銀行を指す。

同第四条によれば、外資銀行は必ず中華人民共和国の法律、法規を順守しなければならない。また、中華人民共和国の国益や社会の公共の利益を侵害してはな

⁶日本語訳は http://jp.unionpay.com/japaneseOrgserv/japanesePolicy/file_4987083.html (2013年4月18日アクセス)

らない。

次に、中国で営業する現地法人の登記資本に関する規制をみておこう。「外資銀行管理条例」第二章第七条によれば、外資銀行及びその支店を設立するには、銀行業監督管理機構による審査と許可が必要である。また、第八条によれば、外商独資銀行、中外合弁銀行の登記資本の最低額は10億人民元、あるいはそれに相当する自由両替が可能な通貨でなければならない。その際、登記資本は実際に納付される資本金でなければいけない。

第八条は、外資銀行の支店の運営資金に関する規定も定めている。すなわち、外商独資銀行、中外合弁銀行が中華人民共和国国内で設立する支店には、その本店は1億元を下回らない人民元またはそれに相当する自由両替可能な通貨を運営資金として無償で供給しなければならない。外商独資銀行、中外合弁銀行が各支店に供給する運営資金の総額は本店の資本金総額の60%を超えてはならない。また、外国銀行の本店はその支店に2億元を下回らない人民元またはそれに相当する自由両替可能な通貨を運営資金として供給しなければならない。

次に、外資銀行の設立条件についてみておこう。同第九条によれば、現地法人、支店、代表事務所に共通の設立条件として、①利潤を持続的に上げる能力を有し、信用が厚く、かつ重大な法律・法規違反の記録がないこと。②外商独資銀行を設立しようとする出資者、中外合弁銀行を設立しようとする外国人出資者あるいは支店、代表事務所を設立しようとする外国銀行が国際金融活動に従事した経験を有すること。③有効なマネー・ロンダリング対策の制度を有すること。④外商独資銀行を設立しようとする出資者、中外合弁銀行を設立しようとする外国人出資者あるいは支店、代表事務所を設立しようとする外国銀行はその所在する国家・地域の金融監督・管理当局から有効な管理・監督を受け、かつその申請が所在する国家・地域にある金融監督・管理当局の同意を得ること。などの条件を定めている。

以上は現地法人、支店、代表事務所に共通の条件であるが、このほかに、現地法人の場合は、以下のような条件が課せられる（同十一条）。すなわち、現地法人の外国人出資者及び中国側の唯一または主要な出資者は金融機関でなければならない。また、その外国の唯一または主要な出資者は、①商業銀行であること。②中華人民共和国国内で代表事務所を設立していること。③設立の申請を提出する年の前年末における総資産額が100億ドルを下回らないこと。④資本金額の自己資本比率が所在する国家・地域にある金融監督・管理当局及び中国国务院銀行業

監督管理機構の規定に準拠していること。という条件を満たさなければならない。

一方、外資銀行の支店の設立条件はもう少し緩やかである。上記の共通の設立条件のほかに、①設立申請を提出した年の前年末における総資産額が 200 億ドルを下回らないこと。②資本金額の自己資本比率がその所在する国家・地域にある金融監督・管理当局及び中国国務院銀行業監督管理機構の規定に準拠していること。③第一店舗目となる支店を設立する外国銀行は、中華人民共和国国内で代表事務所を設立してから 2 年以上を経ていること。の条件を満たしていればよいとされる。

つぎに、外資銀行の現地法人並びに支店の設立手続きにも見ておくことにしよう。「外資銀行管理条例」第十四条によれば、外資銀行の営業性機構（現地法人ならびに支店）を設立する場合、設立申請をまず提出し、①申請書の内容は設立しようとする機関の名称、所在地、登記資本または運営資金、申請する経営業務の種類等を含む。②実現の可能性に関する調査報告書。③外商独資銀行、中外合弁銀行の規約の草案。④外商独資銀行、中外合弁銀行を設立しようとする各出資者によって締結された経営契約書。⑤外商独資銀行、中外合弁銀行の出資者あるいは支店を設立しようとする外国の銀行の規約。⑥外商独資銀行、中外合弁銀行を設立しようとする出資者あるいは支店を設立しようとする外国銀行及びその所属するグループの組織図、主要出資者名簿、海外支店機関と関連企業名簿。⑦外商独資銀行、中外合弁銀行を設立しようとする出資者あるいは支店を設立しようとする外国銀行の最近 3 年間の財政報告書。⑧外商独資銀行、中外合弁銀行を設立しようとする出資者あるいは支店を設立しようとする外国銀行のマネー・ロンダリング対策制度。⑨外商独資銀行を設立しようとする出資者、中外合弁銀行の外国人出資者あるいは支店を設立しようとする外国銀行の所在する国・地域の金融監督・管理当局が審査・発行した営業免許あるいは金融業務経営許可書のコピー及びその申請に対する意見書、などの申請資料を関連機構の所在地の銀行業監督管理機構に提出しなければならない。

最後に、外資銀行の営業性機構に許可された、中国での業務内容の範囲についてみておこう。「外資銀行管理条例」第三章第二十九条によれば、外資銀行の現地法人、すなわち外商独資銀行、中外合弁銀行は、中国国務院銀行業監督管理機構に許可された業務範囲で、以下の一部または全部の外貨業務・人民元業務を行うことができる。すなわち、①国民の預金の受入。②短期及び中期、長期の貸付金

の支給。③手形引受と手形割引の取扱。④政府債券、金融債券及び株以外のその他外貨による有価証券の売買。⑤信用状の発行およびその担保の提供。⑥国内外決算の実施。⑦外貨の売買と代理売買。⑧保険代理。⑨コールローンに従事すること。⑩銀行カード業務に従事すること。⑪金庫サービスの提供。⑫資金信用調査と諮問サービスの提供。⑬中国国務院銀行業監督管理機構が許可する他の業務、を行うことができる。また、現地法人は中国人民銀行が許可した場合、外貨決算・販売の業務を行うことができる。

一方、同第三十一条は外国銀行の支店が中国で行える業務範囲を定めている。すなわち、中国国務院の銀行業監督管理機構に許可された業務範囲で、①一般的な預金の受入。②短期及び中期、長期の貸付金の支給。③手形引受と手形割引の取扱。④政府債券、金融債券及び株以外のその他外貨証券の売買。⑤信用状の発行およびその担保の提供。⑥国内外決算の実施。⑦外貨の売買と代理売買。⑧保険代理。⑨コールローンに従事すること。⑩金庫サービスの提供。⑪資金信用調査と諮問サービスの提供。⑫中国国務院銀行業監督管理機構が許可する他の業務。⑬一部の業務、または全部の外貨業務及び中国国内の公民を除く他の顧客に対する人民元による業務を行うことができる。

外国銀行の支店は、中国国内の公民から一件につき 100 万人民元元を超える定期預金を受け入れることができるほか、中国人民銀行に許可された場合、外貨決算・販売の業務を行うことができる。

また、同第三十条によれば、外商独資銀行、中外合弁銀行の支店が本店に許可された業務範囲で業務を展開する場合、その民事責任は本店が負担すると規定されているほか、同第三十二条では、外国銀行の支店及びその下部組織の民事責任はその本店が負うとされる。

そして、外資銀行の代表事務所の業務内容は、同第三十三条に定められている通り、外国銀行の代表事務所はその代表である外国銀行の業務に関連する連絡、市場調査、諮問等の経営性を帯びない活動を行うことができるとされる。また、外国銀行の代表事務所の活動により生じる民事責任はその代表である外国銀行が負う。

また、営業所が支店業務を行おうとする場合、同第三十四条では、①申請提出以前に中華人民共和国国内で 3 年以上の経営を行っていること。②申請以前の 2 年間に持続的な利潤を獲得していること。③中国国務院銀行業監督管理機構が規定する他の慎重条件、の条件を満たした上で、かつ中国国務院銀行業監督管理機

構の許可を得なければならない、と定めている。

2. 外資系企業に対する資本金規制と邦銀

PwC 中国が 2012 年 7 月に発刊したレポート、“Foreign Banks in China 2012”によれば、中国に進出している外資系銀行 41 行を対象にしたアンケートのなかで、中国における規制の中で対応が困難なものとして、以下のようなものが回答として寄せられているという。

①手数料収入に関する規制。手数料料率の公表を要求されていることや、中小企業向け貸出に課した顧客手数料について顧客に返還するよう指示されていることが挙げられている。

②ファンドの運営、適格外国機関投資家 (QFII) や適格国内機関投資家 (QDII)、バンカシュランスに関連する監視強化

③預貸比率に関する規制。全ての銀行に対して預貸比率は 75%で適用されているが、これは支店網が限られている現地法人の外資系銀行にとって特に達成が困難なものとなっている。

④人民元の国際化と金利自由化に関する規制。

⑤外資系銀行の社債引受業務に関する規制。

⑥人民元デリバティブ市場への参入の規制。

そのほかに同レポートにおいて挙げられている規制や制限は以下の通りである。

- ・クロスボーダーでの決済制限
- ・支店と出張所新設の承認プロセスが遅いことおよび複数の拠点の同時申請の禁止
- ・国内の銀行と証券会社に対する出資の制限
- ・中国版バーゼル III
- ・貸倒引当金
- ・自己資本規制
- ・投資分配に関するライセンス
- ・CNAPS（中国人民銀行による銀行間の決済システム）の会員資
- ・CFETS（銀行間の外為取引市場）を通じた資金調達

しかしながら、われわれの研究チームが 2012 年度に行った現在中国での業務を行っている邦銀関係者へのヒアリング調査によれば、現地に現地法人や支店な

どの営業性機構を展開している邦銀が最も問題視しているものは、金融機関自体に対する規制というよりは、外資企業の資本金と借入枠に関する規制(いわゆる「投注差」に関する規制)であることが明らかになった。これは、日系企業などの外貨(円)での借り入れが「投注差(総投資額-資本金)」から既登記済外債金額を引いたものの範囲内ではできないという規制である(不等式(1)参照)。

$$\text{「投資総額-登録資本(投注差)」} \geq \text{「海外からの借入(新規外債)金額+既登記済外債金額」} \dots\dots\dots (1)$$

この規制のため、親子ローン(日本の本社が日本の銀行から円で調達して、それを中国の現地法人に送金)を含め、現地法人による邦銀を通じた資金調達が大きく制限されている。また、ある邦銀関係者は、このような資本規制が存在するため、現地法人は内部留保を厚くする必要があり、企業経営の柔軟さを欠く傾向があることを指摘している。

以下では、この外資企業の資本金に関する規制について、その経緯と現状について整理しておく。

まず、1987年に施行された、「中外合資企業の登録資本金と総投資の比率に関する暫定規定(工商企字[1987]第38号)」では、外資企業の総投資(会社の設立・稼動に際して必要となる資金の総額)と資本金は、以下のような一定の比率に従うことが要請されている。

- ・総投資金額が US\$ 3 百万以下の場合： 資本金は、総投資額の 70%以上
- ・総投資金額が US\$ 3 百万超～US\$ 10 百万以下の場合： 資本金は、総投資額の 50%以上。但し、総投資額が US\$ 4.2 百万以下の場合は、最低 US\$ 2.1 百万の資本金が必要。
- ・総投資金額が US\$ 10 百万超～US\$30 百万以下の場合： 資本金は、総投資額の 40%以上。但し、総投資額が US\$ 12.5 百万以下の場合は、最低 US\$ 5 百万の資本金が必要。
- ・総投資金額が US\$ 30 百万超の場合： 資本金は、総投資額の 3分の1以上。但し、総投資額が US\$ 36 百万以下の場合は、最低 US\$ 12 百万の資本金が必要。

元々この規定は、外資企業が行う設備の免税輸入に関する制限という意味合いが強いものであったが、2003年3月に施行された《外債管理暫定弁法》(国家発展計画委員会 財政部 国家外貨管理局令 第28号)(国家発展計画・財政部・国家外貨管理局令第28号)、そして2004年7月から実施された《外商投資企業資本項目人民元転審査と外債登記管理業務の改善に関する通知》(国家外貨管理局匯發[2004]42号)などの法令を根拠として、次第に外資企業に対する借入制限に準用されるようになっていった⁷。

これらの法令には「外資企業が借り入れる中長期外債(国内の機関が非居住者に対して負う、外貨建てで表示する債務累計額)及び短期外債残高の合計は、審査批准部門が批准したプロジェクトの総投資及び登録資本金の差額内でなければならない」旨が明記されている。これが、現在まで続いている外資系企業に対する「投注差」規制にほかならない。

さらに、2005年には、《国内外資銀行短期外債指標の認定に関する通知》を始めとする外為指定銀行の外貨担保に関する新规定が施行された。これら一連の外貨担保規定の改定は、従来の(親子ローンなどの)外債登記に加え(親会社保証付きなどの)人民元建ての偶発債務登記も、「投資総額－登録資本(投注差)」内に抑えるように規定するものであった(不等式(2)参照)。すなわち、新規の借入が外債登記残高を一時的に超過するような場合であっても認められなくなるという規制の厳格化が行われたのである。

$$\text{「投資総額－登録資本(投注差)」} \geq \text{「中長期外債の累計発生額＋短期外債残高＋保証履行契約額の合計」} \dots\dots\dots (2)$$

この通知は、急増する短期債務の管理や投機資金を含めた海外資金の流入抑制等を目的とするものであったが、が、結果的に外商投資企業の資金調達を大きく制約することになった⁸。

⁷『水野真澄の中国ビジネスコンサルティング』「外商投資企業の借り入れ枠(投注差)の概念について」(<http://www.mizuno-ch.com/modules/gaikakanri/3.php>、2013年4月18日アクセス)

⁸日中経済協会上海事務所ウェブサイト、「外貨保証付き人民元借入に関する補充通知」(<http://www.jcsh-web.com.cn/readnews.asp?Newsid=1091>)、および「外債管理の緩和規定が交付」(<http://www.jcsh-web.com.cn/uploadfile/TTTT.htm>、いずれも2013年4月18日アクセス)。

ただし、以上のような厳しい借り入れ規制は、2005年10月に公表された「外債管理の関連問題に関する通知（匯発[2005]74号）」により一部緩和された⁹。

この通知により、国外機構の保証に基づく国内貸付に関する偶発債務登記は、今後、金融機関が行う事とする（現在は、債務者が登記を行う必要がある）ものとされた。すなわち、借入時には偶発債務登記残高は“投注差”という従来の制約は受けなくなった。つまり、(1)の不等式による規制に戻ったことによる。

また、同通知では、国外担保は、保証履行時に履行残高を借入人（債務者）が外債登記することが定められた。この段階で、偶発債務登記は保証履行により外債となり、保証履行金額は「中長期外債の累計発生額・短期外債残高・保証履行額の合計」に含まれることになる。規定では合計が“投注差（総投資額－登録資本）を超過してはならない”ということになり、「総投資額＝登録資本金」企業の総投資額の増加が可能になった。このような変化によって、国外機構の保証提供、及びそれに基づく国内借入は、投注差の制限を受けなくなった。

その後の外資企業の資金調達に関する政府規制に関する最近の動きとしては、国家外債管理局が2011年11月9日に公布し、即日施行した「一部資本項目外債業務管理の更なる明確化および規範化に関する問題についての通知」（匯発[2011]45号、以下「45号通達」）があげられる。

この「45号通達」第2条第1項では、外商投資企業の対外債務登記枠につき、「外商投資企業が対外借入を行う場合、その外国側株主の出資金は期日に基づき満額が払い込まれていなければならない、その実際の対外借入可能限度額は、政策の規定に基づいた借入限度額に、外国側株主の出資払込比率を乗じて計算する」と明記されている。この措置により、外商投資企業の外国側投資家による登録資本金の払込が未了の場合は、以下の計算式に基づき、外商投資企業の対外債務登記枠を算出することになる¹⁰。

$$\text{対外債務登記枠} = (\text{投資総額} - \text{登録資本金}) \times (\text{外国側投資家の払込済資本金} \div \text{外国側投資家の登録資本金}) \dots\dots\dots (3)$$

⁹「外債管理の緩和規定が交付」（<http://www.jcsh-web.com.cn/uploadfile/TTTT.htm>、2013年4月18日アクセス）。

¹⁰『みずほ中国ビジネスエクスプレス』第200号「国家外債管理局、資本金元転・対外債務に係る規制を強化～短期対外債務のロールオーバーに係る管理を強化～」

（http://www.mizuhocbk.co.jp/fin_info/overseas/cndb/report/branches/express/express/pdf/R419-0204-XF-0701.pdf、2013年4月18日アクセス）。

(3) 式による規制は、外国側投資家の登録資本金が満額払い混まれている場合は、(1) 式と同じになるが、未払い金がある場合は可能な外債の総額が(1) 式におけるよりも減額されるため、外資系企業の資金調達にとっては規制の強化に当たる。このほか、「45号通達」においては、外貨資本金の人民元への交換(いわゆる「元転」)について、元転後の人民元資金の用途につき、委託貸付や各種保証金、国内企業の持分投資、自社用以外の国内不動産購入に係る費用への使用(外商投資不動産企業を除く)を禁止するなどの規制強化が盛り込まれている。

いずれにしても、これらの「45号通達」の規定は、中国現地法人における海外親会社からの借入金(親子ローン)等、外資企業の対外債務について、その管理にかかる規制を強化するものであるといえよう。

中国の銀行業は金利の段階的な自由化や人民元の国際化など、金融の市場化の動きを見せる一方で、地方政府が抱えている巨額な負債やその資金を提供するシャドバンキングの急拡大など、金融リスクが高まっている。このため、規制当局は金融安定に向けた規制強化の動きを見せており、われわれによる邦銀関係者へのアンケート調査の結果からも、中国現地法人の資本金に関する規制が、今後の邦銀の現地展開の拡大にとっても大きな足かせとなっている現状がみてとれよう。その打開策として、中国のローカル銀行との事業提携、買収などを積極的に進めていくことも考えられるだろう。

表 3 - 1 中国の金融規制と金融政策に関する動向

西暦	金融規制と金融政策
1994	1.1 人民元の為替レートを公定レートと外貨調整市場レートの二本立てを一本化し、変動相場制を実施
	3.17 国務院,国家開発銀行の設立
	3.19 国務院,輸出入銀行の設立決定
1995	1.1 中国人民銀行,金融機関への貸付利率引上げ,インフレ抑制のため
	1.1 中国人民銀行,外貨兌換券の流通を禁止
	3.18 第8期全人代第3回会議,「中国人民銀行法」採択,中央銀行としての位置付け,国務院指導の下での通貨政策の実行と金融業監督
	6.30 全人代常務委員会,「担保法」採択,債権者が債権保障のため,抵当,質,

	留置,手付金の形式で担保を設定できる
	11.2 国務院常務委員会,「株式会社国内上場外資系株式に関する規定」通達
1996	1.8 国務院常務会議,「外国為替管理条例」採択,国際収支バランス確保
	6.28 中国人民銀行,「貸付規則」通達,すべての金融機関に適用
	8.1 中国人民銀行,「融資通則」通達,初の全国統一融資管理の行政規則
1997	4.28 中国人民銀行,「個人住宅ローン管理試行暫定弁法」通達
	7.16 中国人民銀行,「国内信用状決済弁法」通達,商品取引の信用状決済
1998	1.7 人民日報,「人民元レートと東南アジア金融不安」との論文掲載
	10.25 国務院弁公庁,中国人民銀行の「城市信用公作社の整理工作方案の通知」通達
1999	1.19 人民銀行工作会議で,総裁、金融監督管理体制の強化と不良債権処理の必要性を指摘
	3.3 中国人民銀行,「個人消費者金融の展開に関する指導意見」通達
	11.23 中国人民銀行,「小企業に対する金融サービスの強化改善に関する」指導意見
2000	2.3 国務院,「人民元管理条例」公布,人民元の発行・回収,流通などを規定
	9.21 外貨貸出金利を自由化
2001	12.12 国務院常務会議,「外資系金融機関管理条例」通達
2003	10.3 中国銀行監督管理委員会,「自動車金融会社規則」通達,自動車ローン業務の法定化は WTO 加盟時の約束
	10.11 中共第 16 期 3 中全会,「社会主義市場経済体制の確立についての若干の問題に関する決定」採択,その中,四大国有商業銀行の不良債権処理の快速,人民元為替レート形成メカニズムの整備,積極的な外資導入など
	12.27 全人代常務委員会,「中国人民銀行法」,「銀行法」,「商務銀行法」の改正,「銀行業監督管理法」採択
2004	4.16 商務部,「外資系投資商業領域管理弁法」通達,外国企業の中国国内商業への進出条件を大幅緩和
2005	4.4 国務院,「2005 年経済体制改革の深化に関する意見」通達,人民元

	為替相場を合理的で均衡のとれた水準で安定させることの必要性強調
	7.21 中国人民銀行,「人民元為替レート形成メカニズムの改革整備に関する公告」通達,対米ドル=8.11 元を基準とし,前日終値を基準に上下 0.3%の範囲で変動させる等,通貨バスケット制による管理フロート制導入
2006	3.1 1ドル 8.039 元となり,05 年の為替取引制度改革以来の最高値更新
2007	1.20 全国金融工作会议で温家宝,蓄積された膨大な外貨準備の管理強化と積極的な活用を検討する方針を提示
	5.18 中国人民銀行,人民元の対米ドル日変動幅を 0.3%から 0.5%に拡大を発表
2008	9.16 中国人民銀行,人民元貸出金利を引下げ。金融機関 1 年間貸出基準金利は 7.47%から 7.20%まで下げ,5 年間以下は 4.77%から 4.95%まで下げ,5 年間以上は 5.22%から 5.13%まで下げる。貯金利子率は変わらない。
	10.9 中国人民銀行,金融機関への人民元の貯金利子率と貸付の基準利子率を引下げ。金融機関の 1 年間貯金基準利子率は 4.14%から 3.87%まで下げ;1 年間貸付基準利子率は 7.2%から 6.93%まで下げ。個人住宅ローンの貸付利子率は変わらない。
	10.30 中国人民銀行,金融機関への人民元の貯金利子率と貸付の基準利子率を引下げ。金融機関の 1 年間貯金基準利子率は 3.87%から 3.60%まで下げ;1 年間貸付基準利子率は 6.93%から 6.66%まで下げ。個人住宅ローンの貸付利子率は変わらない。
	11.27 中国人民銀行,人民元の貯金と貸付基準利子率を引下げ;人民銀行は金融機関への貯金と貸付利子率を引き下げ。
	12.23 中国人民銀行,金融機関への貸付利子率を引き下げ、人民銀行は金融機関への再貸出利子率を引下げ。
2009	1.7 中国人民銀行,「中国人民銀行公告」を発表,銀行間債券市場で債券取引、発行、流通規模 5 億元の制限を取り消す,中小企業の小規模債券発行するため,政策条件を揃う。
	5.14 と 6.24 国務院,中国人民銀行から東亜銀行(中国)と HSBC(中国)2 家の香港資本法人銀行が香港で人民元債券 40 億元と 30 億元をそれぞれ発行する事に許可

	11.28 銀行間市場清算所株式有限会社が上海で設立
2010	5.19 中国人民銀行,中国銀行業監督管理委員会,中国証券監督管理委員会,中国保険監督管理委員会,「全面的に農村金融製品とサービス方式創造についての指導意見」
	6.21 中国人民銀行,中国銀行業監督管理委員会,中国証券監督管理委員会,中国保険監督管理委員会,「更に一步中国中小企業金融サービス工作の若干意見」を発表
	9.2 中国人民銀行,「海外機関人民元銀行決算管理方法」を通達,海外機構による人民元の口座開設、決算等の人民元業務を許可,2010年10月1日から実施。
	10.20 中国人民銀行,金融機関への人民元の貯金利率と貸付の基準利率を引上げ。金融機関の1年間貯金基準利率は2.25%から2.50%まで上げ;1年間貸付基準利率は5.31%から5.56%まで上げる。
	12.26 中国人民銀行,金融機関の人民元の貸付基準利率を引上げ。金融機関の1年間貯金基準利率は2.50%から2.75%まで上げ;1年間貸付基準利率は5.56%から5.81%まで上げる。
2011	2.9 中国人民銀行,金融機関の人民元の貸付基準利率を引上げ。金融機関の1年間貯金基準利率は2.75%から3%まで上げ;1年間貸付基準利率は5.81%から6.06%まで上げる。
	4.6 中国人民銀行,金融機関の人民元の貸付基準利率を引上げ。金融機関の1年間貯金基準利率は3%から3.25%まで上げ;1年間貸付基準利率は6.06%から6.31%まで上げる。
	7.7 中国人民銀行,金融機関の人民元の貯金利率と貸付の基準利率を引上げ。金融機関の1年間貯金基準利率は3.25%から3.50%まで上げ;1年間貸付基準利率は6.31%から6.56%まで上げる。
	7.22 中国人民銀行,「中小企業貸付政策効果評価の通知」を通達
2012	4.14 中国人民銀行,人民元の対米ドル日変動幅を0.5%から1%に拡大を発表
	5.29 中国人民銀行,2012年6月1日から,人民元と日本円との直接取引を実施
	6.7 中国人民銀行,融機関の人民元の貸付基準利率を引上下げ。金

融機関の1年間貯金基準利子率は3.5%から3.25%まで下げ;1年間貸付基準利子率は6.56%から6.31%まで下げる。同時に,金融機関貸付利子率変動幅の上限は基準利子率の1.1倍,下限は基準利子率の0.8倍まで調整。

出所：孔麗(2008)『現代中国経済政策史年表』日本経済評論社、および中国人民銀行ウェブサイト (<http://www.pbc.gov.cn/>) より作成

参考文献

日本語版「中国における外資系銀行」

(<http://www.pwc.com/jp/ja/japan-knowledge/archive/assets/pdf/china-foreign-bank-j201207.pdf>、2013年4月18日アクセス)

PwC 中国 ” Foreign Banks in China 2012” (2012年7月)

『水野真澄の中国ビジネスコンサルティング』ウェブサイト「外商投資企業の借入れ枠（投注差）の概念について

(<http://www.mizuno-ch.com/modules/gaikakanri/3.php>、2013年4月18日アクセス)

日中経済協会上海事務所ウェブサイト、「外貨保証付き人民元借入に関する補充通知」(<http://www.jcsh-web.com.cn/readnews.asp?Newsid=1091>)、および「外債管理の緩和規定が交付」(<http://www.jcsh-web.com.cn/uploadfile/TTTT.htm>、いずれも2013年4月18日アクセス)

『みずほ中国ビジネスエクスプレス』第200号「国家外貨管理局、資本金元転・対外債務に係る規制を強化～短期対外債務のロールオーバーに係る管理を強化～」

(http://www.mizuhocbk.co.jp/fin_info/overseas/cndb/report/branches/express/express/pdf/R419-0204-XF-0701.pdf、2013年4月18日アクセス)

孔麗(2008)『現代中国経済政策史年表』日本経済評論社

第4章 まとめと政策提言

地主敏樹

1. 中国の間接金融市場：課題と展望

中国は間接金融が中心の金融システムを形成してきた。ただし、その銀行貸出総量は大きく変動してきた。当局が、マクロ経済のコントロールに、金利調節を使わずに、預金準備率を調節したり、直接的な総量規制を行ったりしてきたからである。下図で明らかなように、預金の伸びを貸出の伸びが大きく下回る時期が幾度もある。リーマンショックの関連では、直前には強く引き締められ、直後に大きく緩和されている。今回の上海・蘇州調査におけるヒアリングでも、問題とされていた経験であった。

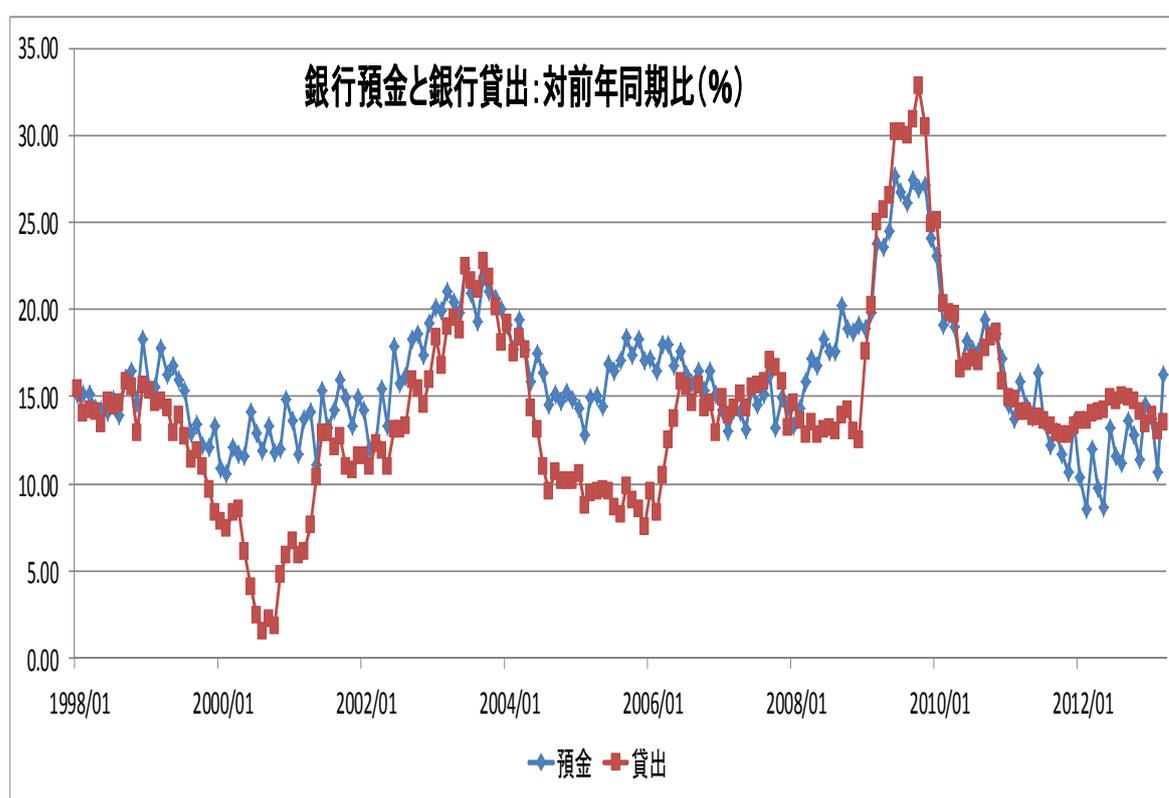


図4-1 中国の銀行預金と銀行貸出の経年推移

出所：中国人民銀行

中国の金融システムの特徴として、多様で特殊な規制が実施されており、かつそれらが予測不能な形で変更されてきたことが、注目される。上記のように、マ

クロ経済のコントロールにも、依然として貸出規制を利用している。さらに、中国進出企業に対しても、対外借入を抑制する「投注差」規制などがあって、日本から自由に資金を投入できない。そうした資本規制は、人民元建ての貸出能力の低い邦銀にとっても大問題となっている。中国に営業拠点をもたない邦銀は人民元建ての貸出ができないし、進出している支店網の制約から（人民元建ての）リテール預金を吸収するに至っていない。預金を伸ばせないのが、預貸比率規制に直接的に左右されてしまう。金融引締めで貸出が抑制されると、邦銀には動ける余地があまりない。地元銀行との取引関係が弱く、進出邦銀に異存している日系進出企業は、運転資金にも詰まることとなる。そこで、利潤もあまり本国送金せず、分厚い内部留保を積むこととなって、資金効率が低下してしまう。ただし、銀行の預貸利鞘は金利規制によって、分厚い水準に維持されている。

こうした規制への強度の依存は、途上国であるために法制・機構等の諸インフラが整っていないことと、社会主義体制での政府コントロールの名残とが、相乗しているのかもしれない。しかし、意図せざる副作用も多そうである。顕著なものを2点挙げておこう。第1に、銀行以外の貸出を行う諸会社が盛んとなっており、その一部は非合法的なものもあるといわれている。金融規制を回避する「中国版シャドーバンク」が発達してきたのである。第2に、諸規制が突然に変更されてきたので、銀行などの金融機関にとって、政策方針を察知することが重要となってしまった。本来の業務の強化よりも、当局との関係強化が利益に結びつくのである。2点ともに、経済全体の効率性を低下させるものであることは、明らかであろう。

こうした金融行政が続く限り、中国の金融産業は国際競争力をもつものとはならないであろうし、当局関係者の汚職も避けられないであろう。そうした現状から脱出するためには、第1に、マクロ金融調節など本来異質な政策目的には別の政策手段を充てるようにすべきである。第2に、金融規制の運用を、できるだけ、説明可能で予測可能なものとしていくことが、経済の効率性を高めることに繋がる。

2. 提言に向けて

最後に、これまでの調査結果に基づいて、企業や銀行および政府の採用すべき方向性について、考えてみたい。なお、本研究プロジェクトは、まだ継続中であり、これから東南アジア地域の調査を経て最終的な報告をまとめるために、現在

の内容は中間的なものであるとともに、プロジェクトリーダーの個人的な考えを強く反映していることをお断りしておきたい。

企業も銀行も、経営資源の多寡に応じて、規模別の中国進出戦略が考えられる。大手企業については、輸出用の生産拠点としては撤退も可能だろうが、大市場としての中国を無視することは難しい。既に進出済みであろうから、既存の拠点はそれなりに維持・活用せざるを得ないだろう。メガ銀行も、既に現地法人を設立して本格的に進出しているので、同様である。しかし、リテールの支店展開に踏み込むことは大きなリスクをとることになる。金融規制当局との関係強化に進むよりは、金融規制行政の転換を待ちながら準備することが長期的には報われるのではないだろうか。なお、大手企業もメガ銀行も、中国に資源を集中することは危険なので、アセアン諸国や中国用人員を利用できる中国語圏などで補完的なアジア向け拠点を構築していくべきだろう。中国を特別扱いせずに、一地域として扱うことが、重要だろう。

地銀の場合は、海外進出に利用できる資源が、メガバンクとは比較のしようもない。しかし、一部の地銀は海外進出に積極的であり、複数の国々への進出を検討している地銀もあるようである。既に中国へ支店を出している諸行は、「チャイナ+1」を志向している中堅企業と似た状況にあり、可能な限り補完的な拠点開設への準備をしておくべきだろう。駐在員事務所形態で進出している諸行の場合は、それ以上の本格化には慎重であるという選択肢もある。中国の金融規制行政の透明性向上を待って準備するとともに、中国語圏やアセアン諸国などに補完的な拠点開設を検討することもできる。未進出地銀の場合、やはり未進出の中小企業と同様に、海外進出できる資源があるのなら中国以外を目指すことが、得策と言えそうである。中国に対しては、地場銀行か、既進出の邦銀との連携に頼ることである。銀行向けアンケートの結果も、こうした方向性を支持しているように見受けられる。

日本政府に望むことは、日系企業や邦銀のビジネスをやりやすくするように、国際的な働きかけをすることであろう。実際にも、金融庁がアジア各国政府に対して、BIS 国際基準を満たしていない地銀などの、国際関係業務の拡張を進めようとしている。地場銀行との連携のメリットが高まるので、歓迎すべきことであろう。中国に対しては、外部からの働きかけになかなか応えてくれないだろうが、国際機関を通じての基準作りなどが有用かもしれない。欧米基準では拒否反応がありそうだが、ADB（アジア開発銀行）などを通じて、アジア発の基準作りは有

望である。金融行政の透明性の基準や、金融機関規制や資本規制への共通指針などを、作成したりすることが考えられよう。なお、邦銀の海外進出が、日本国内の金融システムの安全性を低下させないような措置もとっておくことが必要だろう。

研究会記録

2012年4月24日（火）、5月11日（金） 第1回 研究会

- ・研究会のねらいとテーマの確認
- ・邦銀の海外進出、海外進出企業の資金調達
の調査について、具体的な進め方を議論

2012年6月19日（水） 第2回 研究会

- ・アンケート調査内容の検討
- ・「金融機関としてのアジア戦略」講話および
ディスカッション（三井住友銀行様）

2012年6月15日（金） 滋賀銀行本店 面談調査

- ・アジア地域への海外展開について面談調査

2012年7月18日（水） 三菱東京UFJ銀行 面談調査

- ・アジア地域への海外展開について面談調査

2012年7月19日（木） 日本政策投資銀行 面談調査

- ・アジア地域への海外展開について面談調査

2012年8月1日～8月4日 中国現地調査（上海・蘇州）

- ・上海及び蘇州地域の金融機関の活動状況及び企業
の資金調達について現地調査

2012年8月10日（金） 京都銀行 面談調査

- ・アジア地域への海外展開について面談調査

2012年8月27日（月） 南都銀行 面談調査

- ・アジア地域への海外展開について面談調査

- 2012年9月26日（水） 銀行及び企業に対するアンケート調査に関する
打合せ
- 2012年10月26日（金） 銀行に対するアンケート打ち合わせ
- 2012年10月30日（火） 企業に対するアンケート打ち合わせ
- 2012年12月11日（火） りそな銀行大阪本社面談調査
・中国への海外展開に関するアンケート調査
- 2012年1月22日（火） ダイキン工業株式会社 面談調査
・企業アンケートの内容について事前調査
- 2012年3月18日（月） 三菱東京UFJ銀行 面談調査
・中国への海外展開に関するアンケート調査
- 2012年3月18日（月） 三井住友銀行 面談調査
・中国への海外展開に関するアンケート調査

日本の金融機関の構造変化とアジア経済研究会報告書
— 邦銀のアジア展開：メガバンク・地域銀行と中国の金融規制 —

発 行 日 2013（平成 25）年 5 月
発 行 所 〒530-0011
 大阪市北区大深町 3 番 1 号
 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル
 タワー C 7 階
 一般財団法人 アジア太平洋研究所
 Asia Pacific Institute of Research (APIR)
 TEL (06) 6485-7690（代表）
 FAX (06) 6485-7689
発 行 者 岩 城 吉 信

ISBN 978-4-87769-352-7

ISBN 978-4-87769-352-7